Português

INFORMAÇÕES ÚTEIS

English

USEFUL INFORMATION

知っていますか?軽自動車税

日本語記事は3ページにあります。

Você sabia? Imposto sobre veículos leves "keijidoushya"

O imposto sobre veículos leves deve ser pago (pelos proprietários atuais de veículos) no dia primeiro de abril. Para fazer o registro de veículos leves, desfazer-se deles, etc, é necessário fazer os trâmites nas instituições relacionadas. Também no caso do veículo ter sido roubado, transferido, desmontado, etc e o proprietário não mais possuir o veículo, enquanto os trâmites não forem feitos, os impostos continuarão a ser cobrados. Diferentemente dos veículos comuns, os impostos sobre veículos leves não podem ser pagos mensalmente.

Depois do dia primeiro de abril, ainda que o veículo seja desmontado ou transferido de nome, o valor do imposto pago não será devolvido. No final de março o balcão de atendimentos fica muito cheio. Por isso recomendamos que todos façam os procedimentos antecipadamente.

▶ Informações: Departamento de Impostos. Encarregado de impostos municipais (Tel: 95-0116).

Do You Know A Light Vehicle Tax?

Every year a light vehicle tax is assessed on people who own a light vehicle as of April 1. If you no longer possess a vehicle due to disposal or theft, you must update the registration to avoid being taxed. Also, if you plan to register your vehicle, dispose of it, or hand it over to others, you need to report your case to the public organization concerned. Please note that even if you file disposal or transfer of your car after April 1, you will still be responsible for paying the entire tax, as there is no refund for the remainder of the year. We recommend you should update or file registration earlier because many people rush for registration at the end of March.

▶ Inquiries: The municipal tax section at the tax department (Tel: 95-0116)

3月の無料相談 ※相談日が祝日にあたる場合はお休みになります。

○○市役所 市民相談コーナー○○

▷ところ 市役所1階南側の外国人相談コーナー

相談ごと		とき	問合せ
外 国 人 相 ポルトガル語の通訳な	談()	月~金曜日 午前9時30分 ~正午·午後1時~4時	外国人相談コーナー (内線159)

▷ところ 市役所2階南西側の市民相談コーナー

アピニラ 市民州と昭南日間・ノ市民日郎コーノ				
相談ごと	とき	問合せ		
市 民 相 談 (市役所での手続きなど一般相談)	毎週月・火・木・金曜日 午前 9時~正午・午後1時~4時	市民相談コーナー		
司 法 書 士 相 談 (金銭問題、相続等) (要 予 約)	毎月第2・第4火曜日 午後2時30分~4時45分	(☎83-1111 内線204) または市民課 (☎95-0152)		
行 政 相 談	第2·第4水曜日午後1時~4時	(200 0102)		
不 動 産 相 談	第2火曜日午後1時~4時	建築課(☎95-0156)		
消費生活相談 (消費者のトラブル相談など)	毎週金曜日 午後1時~4時	消費生活相談コーナー (内線202)または経 済課(☎95-0125)		
高齢者職業支援相談 障がい者職業支援相談	毎週火·水·金曜日 午前9時~正午 午後1時~4時	高齢者職業支援室(内線 203)または経済課(☎95- 0125)福祉課(☎95-0118)		
労働相談(要予約)	毎月第3木曜日 午後1時~4時	経済課(☎95-0125)		

○○各種専門分野 相談コーナー○○

市では、税務全般、教育・子育て支援、障がい者福祉など専門的な分野 の相談業務を次のとおり実施しています。お気軽にご相談ください。

相談ごと	とき	ところ	問合せ	
税 務 相 談	3月20日(金)	市役所 2階	税務課 市民税係	
	午前9時~正午	打合室②南	(☎95-0116)	
教 育 相 談	毎月第1·第3金曜日	市役所 2階	学校教育課	
	午後1時~3時	第4相談室	(☎95-0136)	
児 童 相 談	毎週月~金曜日	市役所 2階	子ども課	
	午前9時~午後5時	第5相談室	(☎ 95-0120)	
福 祉 相 談 (身体障がい者)	3月15日(日) 午前10時~正午	身体障害者 福祉センター (福祉体育館内)	長寿介護課 施設係 (☎82-5151)	
手 話 相 談	毎週火·木曜日	市役所 1階	福祉課 福祉企画係	
(聴覚障がい者)	午前9時~正午	福祉課窓口	(FAX 83-1141)	
女性悩みごと相談	毎月第2·第4木曜日 午前9時~正午 午後1時~4時	市役所 3階協働推進課	協働推進課協働人権係	
D V 相 談	市役所開庁時間内		(☎95-0144)	

※詳しくは、担当課までお問合せください。

○○福祉の里八ツ田 相談コーナー○○

▷予約・問合せ 社会福祉協議会(☎82-8833)

心配ごと相談・人権相談	毎週火曜日	午後1時~4時
交 通 事 故 相 談 (要 予 約)	毎月第2火曜日	午後1時~4時
弁護士による法律相談(要予約)	毎月第2・4木曜日	午後1時~4時

	, , ,						
	カウン 1	セリング	(予約制	J)	毎週水・土曜日	午後1時~2時	
	結	婚	相	談	毎週火曜日	午後1時~4時	
※法律相談は毎月1日(休日を除く)の午前8時30分から予約してく					から予約してください		



このコーナーでは、県内の消費生活相談に寄せられた相談事例等をご紹介しています。

【相談事例】アダルトサイトのワンクリック請求被害に遭い、インターネットで見つけた業者に電話し たところ「契約は成立している。請求料金を支払わないとサイトが弁護士を使って個人情報を調べて くる。うちが間に入って退会できるよう交渉する。料金は5万4千円だ。契約書を郵送するので署名 して返送して」と言われた。冷静になるとこれでよかったのか心配になった。

【アドバイス】よく知らない業者から電話や書面で「被害金額を取り戻せる」等の勧誘を受けても、新たな被害に遭う恐れがあるため、 相手にしないようにしましょう。「消費者トラブルを解決する」「請求を止められる」といった広告や説明を鵜呑みにしないように しましょう。事業者とのトラブルで「判断に迷う」「不安だ」という場合は、まずは最寄りの公的機関の相談窓口へ相談しましょう。

■消費生活全般についてのご相談は下記まで■

【知立市役所内 相談コーナー】毎週金曜日:午後1時~4時 ▶問合せ 消費生活相談コーナー(内線202)・経済課(☎95-0125) 【西三河県民生活プラザ】月〜金曜日:午前9時〜午後4時30分 ▶消費生活相談専用ダイヤル ☎0564(27)0999 【中央県民生活プラザ】月〜金曜日:午前9時〜午後4時30分、土・日曜日:午前9時〜午後4時 ▶☎052(962)0999